

# 当院では「無料低額診療事業」を行っています

## 無料低額診療事業

社会福祉法第2条3項に基づいて、病気やけがにより生計困難をきたす恐れのある方や、経済的理由により必要な治療を受けることが困難な方に対して、**無料または低額な費用で医療を受けることができる制度**です。

【相談例】



頻回な通院が必要

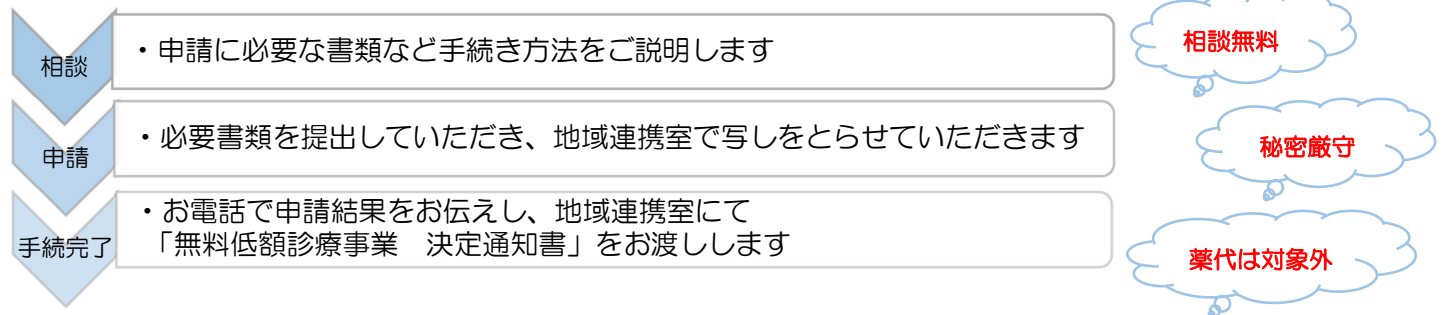


病院へ行きたくても行けない



持病の影響で職を失い通院も困難

## ご利用までの流れ



※**限度額適用・標準負担額減額認定証の「区分Ⅰ」「区分Ⅱ」「区分才」に該当する方（市民税非課税世帯）は認定証のみで対象となる可能性があります。課税世帯の方は必要書類をご準備していただく場合があります。まずはお気軽に下記までお問い合わせ下さい。**

## お問い合わせ先

〒791-8026 松山市山西町 880 番地 2

済生会松山病院 地域連携室

089-951-6111(代)

診療科/内科・循環器内科・脳神経内科・外科  
整形外科・脳神経外科・婦人科・形成外科  
泌尿器科・眼科・放射線科・皮膚科  
麻酔科・リハビリテーション科

休診日/第2・4・5土曜日、日曜日、祝日

まずはお気軽にご相談ください！

